

天理市公民館運営審議会会議運営要項

第 1 条 天理市公民館運営審議会委員は、社会教育法第 29 条第 2 項の職務を行うため、会議の運営については、天理市立公民館条例施行規則第 5 条及び第 6 条にもとづき、この要項の定めるところによる。

第 2 条 会議は、定例会議・臨時会議とする。

2 定例会議は、必要に応じてこれを招集する。

3 臨時会議は、必要ある場合において、その事件にかぎりこれを招集する。

第 3 条 会議には、会長・副会長各 1 名をおく。

2 会長・副会長は、委員の中より互選する。

3 会長・副会長の任期は、委員在任期間とする。

4 会長は、会議を招集し、主宰する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 4 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

第 5 条 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。

第 6 条 委員は、会議に出席できないときは、招集者にあらかじめ通知しなければならない。